



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 8 年 7 月 31 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 17 新潟県行政手続条例の一部を改正する条例（法務文書課）
- 18 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（消防課）
- 19 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（建築住宅課）

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県行政手続条例の一部を改正する条例
- (2) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (3) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第17号

新潟県行政手続条例の一部を改正する条例

新潟県行政手続条例（平成 7 年新潟県条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者（<u>同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む</u>。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第 3 項<u>及び第 4 項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者（<u>同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む</u>。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合に

この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第 3 項及び第 4 項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第28条」と、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第28条第 3 号」と、第16条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第28条」と、「同条第 4 項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第 4 項後段」と読み替えるものとする。

において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第 3 項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第28条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第16条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第28条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟県行政手続条例第15条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

新潟県条例第18号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） (1)～(3) (略) (4) 防災局関係		別表（第2条関係） (1)～(3) (略) (4) 防災局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略) (22) <u>法第20条第3項ただし書</u> の規定による届出の受理 (23)～(47) (略) (48) <u>法第35条第1項ただし書</u> の規定による届出の受理 (49)～(53) (略) (54) <u>法第39条の10第1項</u> の規定による変更の届出の受理 (55) <u>法第39条の12</u> の規定による提出の要求 (56)～(92) (略)	(略)	4 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略) (22) <u>法第20条第3項第1号</u> の規定による届出の受理 (23)～(47) (略) (48) <u>法第35条第1項第1号</u> の規定による届出の受理 (49)～(53) (略) (54) <u>法第39条の11第1項</u> の規定による完成検査の記録の届出の受理 (55) <u>法第39条の11第2項</u> の規定による保安検査の記録の届出の受理 (55)の2 <u>法第39条の21第1項</u> の規定による変更の届出の受理 (55)の3 <u>法第39条の23</u> の規定による提出の要求 (56)～(92) (略)	(略)
4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略) (22) <u>法第20条第3項ただし書</u> の規定による届出の受理 (23)～(47) (略) (48) <u>法第35条第1項ただし書</u> の規定による届出の受理 (49)～(53) (略)	(略)	4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(21) (略) (22) <u>法第20条第3項第1号</u> の規定による届出の受理 (23)～(47) (略) (48) <u>法第35条第1項第1号</u> の規定による届出の受理 (49)～(53) (略) (54) <u>法第39条の11第1項</u> の規定による完成検査の記録の届出の受理 (55) <u>法第39条の11第2項</u> の規定による保安検査の記録の届出の受理	(略)

(54) 法第39条の10第1項の規定による変更の届出の受理	(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理
(55) 法第39条の12の規定による提出の要求	(55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求
(56)～(82) (略)	(56)～(82) (略)
(略)	(略)
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)

(新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第2条 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年新潟県条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
10 法第37条の3第1項の完成検査を受けようとする者		10 法第37条の3第1項の完成検査を受けようとする者	
(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「旧法」という。）第39条の11第1項又は改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第39条の11第2項の規定によりなされた届出に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第19号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第6章（略） 第7章 雑則（第60条－<u>第68条</u>） 第8章 罰則（<u>第69条</u>） 附則 第3条の3 県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。 2～4 （略） （県営住宅監理員及び県営住宅管理人） 第60条 法第33条第1項の規定に基づき、<u>県営住宅等</u>の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者（第45条第1項の許可を受けた社会福祉法人等を含む。第4項及び次条第1項において「入居者等」という。）に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。 2～5 （略） 第62条 （略） <u>（指定管理者による管理）</u> 第63条 県営住宅等（前条の規定により同条各号に掲げる事務を処理することとされた市町村に所在する<u>県営住宅等</u>を除く。）の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 <u>（指定管理者が行う業務）</u> 第64条 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>入居者の公募に関する業務</u> (2) <u>家賃、使用料等の徴収に関する業務</u> (3) <u>県営住宅等の維持管理に関する業務</u> (4) <u>その他県営住宅等の管理上、知事が必要と認める業務</u> <u>（指定管理者の指定）</u> 第65条 <u>第63条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u> <u>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、</u>	目次 第1章～第6章（略） 第7章 雑則（第60条－<u>第64条</u>） 第8章 罰則（<u>第65条</u>） 附則 第3条の3 県営住宅及び共同施設（以下<u>この条において</u>「県営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。 2～4 （略） （県営住宅監理員及び県営住宅管理人） 第60条 法第33条第1項の規定に基づき、<u>県営住宅及び共同施設</u>の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者（第45条第1項の許可を受けた社会福祉法人等を含む。第4項及び次条第1項において「入居者等」という。）に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。 2～5 （略） 第62条 （略）

次に掲げる基準に照らして最も適切な県営住宅等の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 県営住宅等の平等な利用が確保されること。
- (2) 法その他の関係法令の規定を遵守して県営住宅等の管理を行うことができること。
- (3) 県営住宅等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- (4) 県営住宅等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

第66条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の特例)

第67条 新潟市に所在する県営住宅等の管理は、法第47条第1項の規定により、新潟県住宅供給公社に行わせることができる。

- 2 前項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅等の管理を行わせる場合における第2条第6号、第4条、第5条、第9条第2項及び第4項、第10条第2項及び第4項、第11条から第14条まで、第25条、第26条、第29条第1項、第32条第1項及び第4項、第34条、第35条、第43条、第44条第1項及び第5項、第54条第2項及び第4項から第6項まで、第55条、第57条第4項、第58条第1項及び第4項、第60条第2項及び第3項並びに第61条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)

第68条 (略)

第69条 (略)

附 則

1～3 (略)

(管理の特例)

第63条 新潟市に所在する県営住宅及び共同施設の管理は、法第47条第1項の規定により、新潟県住宅供給公社に行わせることができる。

- 2 前項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合における第2条第6号、第4条、第5条、第9条第2項及び第4項、第10条第2項及び第4項、第11条から第14条まで、第25条、第26条、第29条第1項、第32条第1項及び第4項、第34条、第35条、第43条、第44条第1項及び第5項、第54条第2項及び第4項から第6項まで、第55条、第57条第4項、第58条第1項及び第4項、第60条第2項及び第3項並びに第61条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)

第64条 (略)

第65条 (略)

附 則

1～3 (略)

- 4 平成17年10月10日から平成18年3月31日までの間における割前住宅に係る第62条及び第63条の規定の適用については、第62条中「県営住宅の所在する市町村（新潟市を除く。）」とあるのは「新潟市」と、第63条中「県営住宅の管理」とあるのは「県営住宅（割前住宅を除く。）の管理」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。